

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 19 日現在

機関番号：32643

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730006

研究課題名(和文) 清代初期における「滞獄」解消問題の研究

研究課題名(英文) A Study of Measures for Zhiyu in Early Qing Dynasty

研究代表者

赤城 美恵子 (AKAGI, Mieko)

帝京大学・法学部・講師

研究者番号：60374881

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)： 皇帝官僚制による統治機構が裁判機構を兼ね、事案の重大性に応じてその裁決権を上級機関が保持する帝制中国の裁判システムにおいては、下級機関から報告がされない限り、裁判手続は進まない。犯罪者を拘禁しておきながら裁判手続をすすめずに獄に放置することを、古来中国では「滞獄」と称し、解消するべき問題として捉えてきた。

本研究では、清朝初期の裁判史料及び法制史料の分析を通じて、清朝が、従来の王朝とは異なり、滞獄を、司法監察の際の一括審理によってではなく、下級機関からの報告の徹底により解消しようとし、そのための制度を整備したことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： In imperial China, the trial procedures will not proceed when lower office-courts do not report that case; because the bureaucratic-governmental organization held the justice system, and because senior level offices held the authority of decision according to the seriousness of cases. Criminals increase in prisons through lack of smooth progress of the procedure. This is called Zhiyu. And, it had been regarded as the problem to be solved from ancient times in China.

In this study, I analyzed the historical documents related with the trial procedures and the legislation in early Qing dynasty, and clarified their measures for Zhiyu, for understanding characteristics of their legal system. According to it, Qing dynasty tried to solve Zhiyu problem by enforcing trial reports at lower office-courts, rather than trying to judge many cases at one time in a judiciary inspection, just as the former dynasties did. Instead, Qing dynasty developed systems to carry out trial reports surely.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：中国法制史 清朝初期 裁判制度 滞獄

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 伝統中国においては、裁判は皇帝官僚制による統治機構がこれを担っており、事案はまず下級の機関で取り扱われ、事件の重要性に応じて最終的な決定権を上級機関に留保することで、重大な事案であれば自動的に審理が繰り返される仕組みになっていた。しかしながら、下級機関から上級機関へと何ら報告がもたらされない場合には、上級機関の判決を得られないために裁判手続は進まず、そして、それにもかかわらず上級機関は下級機関で行われている司法実務を把握できないことになる。犯罪者を拘禁しておきながら裁判手続をすすめることなく獄に放置することを、古来中国では「滞獄」と称し、解消すべき問題として捉えてきた。この滞獄の問題に対し、中国では従来、上級機関から下級機関に人員を派遣し、司法行政を監察させることにより（具体的には、上級機関の人員に下級機関の監獄に収監される獄囚を一括審理させる）対応してきた。

(2) 研究代表者は、かつて、司法監察手続の一つである「五年審録」（明代に始まる、五年に一度中央の刑部・大理寺から人員を派遣して、地方監獄に収監される獄囚を一括審理させるという手続）の清朝初期における展開につき整理・分析した。それによれば、「五年審録」は清朝初期においてそもそも実施の要否が議論され、ようやく実現されるものの、すぐに廃止されている。その背景には、集中して審理を行うが故に、短い時間に作業が集中し、処理が繁雑化したことがあるのではないかとの見解を示した。一方で、この研究を進める中で、同時期の史料に、皇帝の「滞獄があるという上奏をうけた。以後各省の総督巡撫及び裁判を行う機関は速やかに処理し、報告せよ。」との下命に言及しつつ、審理結果を伝える上奏文がいくつか存在することを確認した。すなわち、清朝は、滞獄解消対策として「五年審録」を実施すると同時に、文書行政の徹底による解消を試みていたと言える。さらに、「五年審録」がすぐに廃止されたこともあり、あるいは、むしろ、後者を重要視するに至ったのではないのか、との着想を得た。

(3) こういったシフトチェンジは清朝に特有のことと考えられ、したがって文書行政による滞獄解消政策の実態の解明は、清朝司法制度の特質を明らかにする意味で、重要である。

## 2. 研究の目的

(1) 清朝初期、明清の王朝交替の混乱の時期にあって、滞獄問題が深刻化する。滞獄解消のための方策として、清朝では「五年審録」

などの司法監察による一括審理よりもむしろ文書行政の徹底が重視されたのではないかと。

(2) そこで、本研究では、清朝初期において「文書行政を徹底して滞獄を解消せよ」との方針に則して提出された上奏文を調査・分析して、どのような背景で、どのような手段で、どのような範囲で、それが実施されていったのか、その実態を分析する。さらに、当時の皇帝や官僚達が滞獄解消手段をどのように模索していったのかを解明する。これによって、清朝司法制度の特徴を考察し、中国法制史再検討の一助とする。

## 3. 研究の方法

(1) 伝統中国において、諸々の政策は官僚からの上奏文とそれに対する皇帝の指示を通じて議論される。また裁判は官僚機構が行う。したがって、当時の政策に関する議論や裁判の実態は、残存する行政文書史料（「檔案」）の分析によって解明される。そこで、台湾・中央研究院歴史語言研究所および北京・第一歴史檔案館に所蔵されている清朝初期の檔案史料の調査・分析を行った。

(2) このほか、国内外の機関に所蔵される、清朝初期の法制度に関する史料を分析した。

## 4. 研究成果

(1) 中央研究院及び第一歴史檔案館に所蔵されている檔案史料の中には、次の（ア）乃至（イ）のタイトル（檔案史料の冒頭には、内容を簡単に示したタイトルが記載される）を持つ史料群が存在する。

（ア）「為蘇理沈獄以広皇仁事」

（イ）「為京詳之經制一復刑獄之冤滞自疏乞勅部查酌画一以期明允事」

いずれも、皇帝の「滞獄があるという上奏をうけた。以後各省の総督巡撫及び裁判を行う機関は速やかに処理し報告せよ。」という下命に言及しつつ提出された裁判報告書、乃至それに関連する報告書であり、死刑事案についての報告となっている。これらの史料は、（ア）は順治 11～14 年頃、（イ）は順治 12 年～15 年頃に、それぞれ集中して現れる。順治 12 年から 13 年にかけては、「五年審録」も実施されており、これらは時期的に重なり合っている。また、特に、（イ）に関連する史料では、この手続に関連しては十件ごとにまとめて報告することが求められていたことがうかがえる。

(2) 「為蘇理沈獄以広皇仁事」について

順治 11 年正月、刑部郎中劉芳聲は滞獄と文書行政（特に「京詳」（中央への報告））の不徹底を結びつけて指摘し、目前の課題として現にある重囚積案の速やかな処理を求め、さらに今後の方策として、京詳について期限を定め、期限を守らない官僚を処分すべき

であるとの奏請を提出した。

この奏請が認められ、事案の速やかな処理と京詳の徹底を命じる皇帝の諭旨が出された。なお、諭旨の中では、京詳遅延の責任の所在や処分の具体的な内容には言及されていない。

残存史料からは、この諭旨が江南及び河南に通行されたことがうかがえるが、当時の清朝支配領域全体に通行されたかどうかまでは不明である。

この諭旨があった後も、特別の手続がとられている様子はなく、通常の裁判手続と差異はない。確かに、史料群にはそれが出された日付に関して時間的な開きがあるが、それぞれの内容を整理すると、それも裁判の展開に沿ったものであった。

これは、継続的に行われた手続というよりも、むしろ一時的な文書行政徹底キャンペーンであったと考えられる。

### (3) 「為京詳之経制一復刑獄之冤滞自疏乞勅部查酌画一以期明允事」について

順治 11 年 12 月、刑科給事中武攀龍が滞獄と京詳の不徹底を結びつけ、京詳の徹底、さらには刑部での審理の導入について奏請を提出した。

この奏請に対して、三法司からは次の議覆が提出される。現在、刑部で事案を処理するに当たり、漢語から満州語に翻訳する必要があり、手続が非常に繁雑であるため、かえって時間がかかるおそれがある。また、刑部での審理を付け加えた場合、地方が審理に手を抜き、駁回のおそれも出てくる。そこで、重大事案は従来通り一件毎に報告するが、それ以外は十件以内で、概略を記して、まとめて報告することにする、と。以上につき、皇帝の裁可を得た。すなわち、十件ごとの報告は、一括審理を意味するのではなく、審理自体は個別案件毎に行い、報告のみまとめて行うという意味であったことが明らかとなった。

残存史料によれば、この決定は、順天・山西・陝西・江西・江南・湖北・湖南に通達されている。

実際に手続が進行するのは順治 13 年頃からである。決定から実施までいかなる議論があったのか、史料が存在しないため詳しいことはわからないが、順治 12 年秋以降には「五年審録」が実施されており、それとの関係があったのかもしれない。

実施にともなって提出された各報告書を分析すると、これもまた特別な手続がとられた様子はなく、史料の提出日付の時間的な開きも、手続の進展にあわせたものであった。

したがって、この史料群もまた、「為蘇理沈獄以広皇仁事」の場合と同じく、一時的なキャンペーンの中でつくられたものであったといえる。

### (4) 以上のように、「為蘇理沈獄以広皇仁事」

も「為京詳之経制一復刑獄之冤滞自疏乞勅部查酌画一以期明允事」も、一過性のキャンペーンに過ぎなかったが、一方でこうした文書行政（とりわけ京詳）の徹底に関して、官僚たちは様々な指摘を行う。

その一つが「駁回」の問題である。駁回が下級機関から提出された報告書につき、罪状が曖昧な場合、罪状と適用される刑罰規定が一致しない場合などに、下級機関に戻して審理のやり直しを命じる仕組みである。これは、審理を慎重にするための一手段であるが、かえって事案処理が長期化する恐れもある。官僚達は、駁回の問題と滞獄の問題を結びつけ、適切に駁回を行うべきだと主張する。しかしながら、史料からは、具体的な方策が提言された様子は見えてこない。駁回の問題を解消するためには、おそらく、上申文書の中にある情報を盛り込むかについて官僚達の間で統一見解を持つ必要があり、そのことが裁判文書の形式化と法的知識の共有へと結びついていくのではないだろうか。この点については、なお検討が必要である。

文書行政（特に「京詳」）の徹底の方策としても一つ主張されたのは、劉芳馨の奏請にもあったような、処理期限の設定及び、処理遅延の官の処分であった。何らかのインセンティブを用意し「京詳」の実効性を確保するというのである。これに対して清朝は、順治 12 年以降、例えば事案処理の期限を設定し、期限を越えた場合の処分を設定するなど、事案処理をめぐる具体的な法制度の整備を行っている。また、順治 12 年以降の檔案史料の中には処理期限の延長を奏請するものも存在し、官僚達自身が処理期限について厳密に捉えはじめたと見ることができる。

なお、文書行政の遅延に関しては、担当官の交替も重要な問題であった。数年ごとに地方官は交替する。その都度業務は滞り、また責任者が曖昧になっていく。この問題については、改めて検討する必要がある。

### (5) 以上について、第 32 回東洋法制史研究会夏合宿において報告を行った。

### (6) では、なぜ清朝は文書行政の徹底による滞獄解消へと向かったのか。

上記報告においては、この問題にまで立ち入ることはできなかったが、研究を進める中で、王朝初期における滞獄解消の持つ理念的な意義及びそれに対する清朝の認識が重要な意味を持つと考えるに至った。すなわち、徳治の象徴としての滞獄解消状態というよりも、むしろ、裁判手続の円滑な、そして合理的な実施、その結果としての滞獄解消状態、そういった実務レベルでの成果を、清朝は求めたのではないだろうか。

この指摘は清朝法制の特徴を考察する上で、重要な視座を与えられる。

この問題は、清朝初期にあった裁判手続の整備や司法権の皇帝への集中などの観点と

深く関わる。また清朝中期以降に現れる「積案」(「滞獄」同様、事案が未処理のまま、監獄に積み上がること)問題との比較検討も、重要な示唆を与えることだろう。今後の課題としたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計 1件)

赤城美恵子「清代初期における滞獄解消問題について」第32回東洋法制史研究会夏合宿、2013年8月21日、南知多温泉郷・花乃丸

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

赤城 美恵子 (AKAGI, Mieko)

帝京大学・法学部・講師

研究者番号：60374881